

一般社団法人情報通信設備協会入会金及び会費規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人情報通信設備協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会金）

入会金は、会員の種別に応じて、その者の属する従たる事務所（以下「地方本部」という。）が別に定める入会金及び会費基準による。

第3条（会費）

会費は、会員の種別に応じて、その者の属する地方本部が別に定める入会金及び会費基準による。なお、会費は月額で定めることを原則とするが、各地方本部の権限により、月額に代えて年額として定めることを妨げない。

- 2 事業年度の中で入会した会員のその事業年度の会費の年額は、入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

第4条（会費等の用途）

前2条の入会金及び会費の用途は、理事会において別に定めるものとする。

第5条（変更）

この規程は、定款第7条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。